

# 事業所税のあらまし

名古屋市

事業所税は、指定都市及び東京都等を課税団体とし、道路、上・下水道、教育文化施設などの都市環境の整備や改善に要する費用に充てるために設けられた**目的税**です。

## 納税義務者（事業所税を納めていただく方）

事業所税の納税義務者は、市内において、事務所、店舗、工場や倉庫など（借りている場合も含みます。以下「事業所等」といいます。）を設けて事業を行っている方です。

事業所税は、資産割と従業者割からなっています。「**資産割**」は事業所等の床面積に応じて負担していただくもので、「**従業者割**」は事業所等の従業者に対して支払われる給与の総額に応じて負担していただくものです。

## 免税点

課税標準の算定期間の末日（法人の場合は事業年度の末日、個人の場合は12月31日）現在において、以下の場合には、資産割または従業者割は課税されません。

ただし、事業を行っている方の特殊関係者（子会社や親会社が同一である他の子会社で一定の方など）の事業が同一家屋内で行われている場合、その事業は共同事業とみなされ、以下の床面積または従業者数に合算します。

- 1 資産割：市内の事業所等の床面積の合計が **1,000 m<sup>2</sup>以下**（非課税床面積を除く）
- 2 従業者割：市内の事業所等に勤務する従業者数が **100人以下**（非課税従業者数を除く）

## 課税標準と税率

- 1 資産割：**事業所床面積**（m<sup>2</sup>） × **600円**（税率）  
（非課税・特例の控除面積を除く）
- 2 従業者割：**従業者給与総額**（円） × **0.25%**（税率）  
（非課税・特例の控除従業者給与総額を除く）

## 申告と納付の方法

納税義務者が税額を算出して以下の期限までに申告し、その申告した税額を納付していただきます（事業所床面積が **800 m<sup>2</sup>以上 1,000 m<sup>2</sup>以下**または従業者数が **80人以上 100人以下**の方は、課税にはなりません。申告書のみ提出していただきます。）。

- 1 法人の場合：事業年度終了の日から **2か月以内**
- 2 個人の場合：翌年の **3月15日まで**

（注）申告期限までに申告がない場合には不申告加算金が、申告した税額が過少であった場合には過少申告加算金が課されます。

## 事業所用家屋の貸付け申告

事業所税の納税義務者に事業所用家屋（事業所等の用に供している家屋）を貸し付けている方は、新たに貸し付けることとなった日または貸付状況に異動を生じた日から**30日以内**に、「事業所用家屋の貸付け申告書」を提出してください。

なお、貸主の方は、その貸し付け部分については納税義務者とはなりません。

## 申告先およびお問い合わせ先

**名古屋市では、事業所税に関する事務を栄市税事務所で行っています。**

事業所税の申告書の提出や申告についてのお問い合わせは、栄市税事務所法人課税課（事業所税担当）へお願いします。

なお、申告納付の際に参考としていただく申告納付の手引のほか、「事業所税の申告書」、「事業所税納付書」、「事業所用家屋の貸付け申告書」、「法人の設立・事務所事業所新設廃止申告書」および「法人の異動届出書」などの各種様式は、名古屋市公式ウェブサイト (<https://www.city.nagoya.jp/>) からダウンロードできます。

名古屋市栄市税事務所法人課税課（事業所税担当）

〒461-8626 名古屋市東区東桜一丁目13番3号（NHK名古屋放送センタービル8階）

TEL (052)959-3306 FAX (052)959-3405

## 法人の設立・設置、廃止等の申告

市内に新たに法人を設立し、事業所等または寮等を設置し、または廃止した場合は「法人の設立・事務所事業所新設廃止申告書」を、会社の名称や事業年度、資本金や代表者などを変更した場合は「法人の異動届出書」を、これらの事実が発生した日の翌日から**30日以内**に、栄市税事務所法人課税課（法人市民税担当）または（事業所税担当）へ提出してください。

電子申告  
電子納税

地方税ポータルシステム



（エルタックス）のお知らせ

地方税ポータルシステム「エルタックス」を利用して「事業所税の申告書」、「事業所用家屋の貸付け申告書」、「法人の設立・事務所事業所新設廃止申告書」、「法人の異動届出書」などがインターネットで提出できます。

また、事業所税、法人市民税などについて、電子納税ができます。

事務所や自宅のパソコンなどから申告や納税をすることができ、とても便利です。ぜひご利用ください。

詳しくは、エルタックスホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp/>) および名古屋市公式ウェブサイトをご覧ください。

このあらまは、令和7年4月1日現在適用されている法令および条例等に基づいて作成しています。（法令および条例等については、今後改正される場合があります。）